



增補
而
十

增
509
14



15
508
14

と保く初巻之十五



花山院發心弘徽殿女御恒徳薨逝御悲歎之處可尻
殿得便宣書先帝法支奉見被勸申御出家支師モロトモ共
出家可御共之由被契申而令剃御首之後申メ云シ
トバニカワヲスカタ今一度ニエニ可歸ツ参之由申テ
逐電其時我ヲハカルナリトテ流泣給フト云セ
人呼嗚帝荒嗔ニメ狂愚ナル如斯藤原兼信ニシニ
奸也私スル皇子ヲ立テ成ヲ張ントス故胡書ヲ詰ツ以
テ帝ニ誅シ帝胡兒トナルヲ待テ捨之飯ル帝ノ
臣弱ナル落涙シテ止ム其後又嗔行シテ伊周カ
為ニ此辱セラル鬪擬盪行得ニ名ツクヘカラス然

ルニ淳房氏花山三十三所ノ觀音煩札ノ初ヲ以テ
崇之知_マ淳房氏カ字人ノ心術ヲ度外ニ錯ニノ
只佛ニ嗚呼可惡可賤

○一條院崩御之後御手習之及古トモシ御手習ニ
入ニアリケルヲ入道殿道長御覽ニケル中ニ菴蘭
欲茂秋風吹破王事欲章諛臣亂國トアソバサ
レリケルヲ吾事ヲ思召テ令書給夕ヲトテ令
破給ケリ

一條院美質アリシカトモ婦人ノ如ク道長カ制ヲ受
テ彼カ驕僂不道ナルヲ警メ給フコト不能夫藤



○氏政ノ私セルコト良房基経ニ萌テ道長ニ克極ス
當時ノアリサマ枕巾子采花物語ヲ見テ可知廷臣
官女ハ強行ヲ專トシ其俗源氏物語ヲ詭テ可知時
勢如此故ニ作ノ物語モ亦如此此歌曲ヲ以テ其代ノ
政ヲ知者是也遂ニ武臣ニ柄ヲ執ラレテ朝家衰
廢セシモト道長ノ驕愚ニ依レリ嗚呼

○後三條院延久ノ善政ニハ先器物ヲ作ラレケリ資仲
卿藏人頭ニテ奉行ス介シ召寄セ取廻シ御覽ニテ
簾ヲ折寸法ナトサセ給ケリ米ノハ穀倉院ヨリ召
寄テ於殿上小庭貫至以下藏人出納ナト見沙汰

シテ小舎人タマタスキニハカリケリ本采ヲハ加屋紙
裏^ラモテ参^リケレハ敷^ク見^ルアリテ彼^レ加^シ勅^シ封^シ云^ハ斛^ノ器^ハ
方^ク櫃^ノヲ差^テ石^ヲ括^テサテ^シモシメ^テ踏^キ木^ニ懸^テ於^テ穀^ノ
倉院^ノ國^々系^ヲハ納^ラレケリ仍^モ何^レ石^トハ用^ニ石^字也件
ノ器^石等^ヲ于^レ今^ニ在^リ穀^倉院^ニ

帝仁智剛毅飛龍ノ日藤氏ノ僭^ル驕^リ徴^シ源^師房^ヲ
奉^ケ大江^匡房^ヲ用^テ親^政スナシ給^フ安^民ノ敷^ク
昔^ニ依^テ采^穀ヲ沙^汰シ給^{ヘリ}嗚^呼全^策不^壽
昊天

○堀河院永長元年大田樂事成記曰^御記^仲七月十二



日有殿上人田糸事三十余人^之裝束或兼被^ニ仰
定^江帷^有風流^以冠^笠蓋^為笠^差貫^流田^主藏
人^少納^言成^定勅^定火^笠^上志^目凡^流已^上藏^人所^調備
一^足頭^雅懸^穀經^忠^高足^宗輔^懸穀^修理^太夫^頭李
朝^臣右^中弁^宗忠^朝臣^左中^將頭^李朝^臣兵^衛佐
實^隆朝^臣待^從師^重少^輔李^銅^柏子^前兵^衛佐^長忠
朝^臣右^少弁^時範^民部^大輔^行信^治部^大輔^敦兼^佐
^長兵^衛佐^師時^少將^頭道^左馬^頭師^隆因^幡守^長
實^周防^守徑^忠藏^人盛^家^少報^權弁^重資^朝臣^馬
權^助家^定民^部權^大輔^基兼^美作^守基^隆等^多

笛吹右馬頭兼實朝臣藏人式部丞宗仲也。日々
夜々在々所々諸院諸宮大殿白藏人所已下卿
々村々田条或被被召貴所或參詣神社。此
梅田条ハ東帝ノ民俗田間ノ戲藝也然此特朝廷
ヲ弄ビ事如是雅条ノ變此見ユ此後世々此藝ノ變
セシコト久シ鎌倉滅亡ノ前大盛ナリ足利家中世又
一變シテ猿糸藝田条ニ倍シ羨シ及ニ奢シ極中
ノ間羨童ヲ交ヘシ近世又一變シテ狂言ト稱スル者強
夕ハレ強色ヲ專ニスコレヲ考ヘテ世ノ凡俗ヲ知ルヘキカモ
○堀河院御時殿上人競馬ハ左ハ赤カキ装束右ハ狗



杵カキ裝束シ召テキセラレタリ不被用普通競馬壯衣
束
○梅步カキ装束シ舞フ者ハ赤衣シ衣拍杵ヲ舞者ハ黑
袍ヲ著ス今競馬ノ左右赤黒ノ袍ヲ用ユル者ハ堀
河院以來ノ服カ然四位黒五位カキ位カキ袍ハ右身
一卷アラスト見ヘタリ
○御昇カキ晉カキ升進ト同シ
高家者業平之末葉也業平朝臣為勅使参向
伊勢之時密通於齐王。懷妊生男子。依有露頭
之怖令撰津守高階茂範為子。仰尚是也。

三代實祿之業平放縱ニシテ他ノ才學ナシ唯リ和歌ヲ能ス史ノ記ス所如此夫業平ノ強行伊勢カ物詔ノコトキカ

○實方經廻奥列ニ彼国依無菖蒲五月五日水艸ハ同事トテカツミシ被菖ケリ其後習テ今如斯新撰陰陽書云五月可菖水艸 菖蒲水草ナル故菖之類史五月八午ノ月南方離火ノ時ナリ水艸シ以火氣シ去ル意ニヤ

○雜役牛

俗ニ牝馬ヲサウヤクト云乘馬ニ用ヒス雜事ニ役スルノ稱カ牛モ亦乘車ニ用ヒス雜事ニツカフ故ナルヘシ

○少將阿闍梨覺豪僧加ノ句云南無熊野三所權現五体ノ王子ニ後日被仰法性寺入道也如然之僧加ノ句ハ近年御子駿者トテ劣ナル事也

○當時淳屬氏甚熊野ヲハ尊崇ス故佛事ト云氏祈ノ時ハ如此唱ヘケルニコソ凡其時熊野繁昌ニテ驕逸ノ所行多カリシニヤ同卷ノ末ニ熊野別當堪増カ許ナル桂林房上座覺朝ト云僧人ニ殺サレタル事ヲ記シテ曰熊野川習雅無指事人ヲ殺ス事如此云官家此等ノ惡俗ヲ禁スス事アタフ徒ニ淳屬カ欺誑ニ欺

○勝光朝院宝藏。御座ス御影是八幡弘法大師御
渡唐之時手自奉圖繪之御影也僧取戴日輪大
師歸朝之時奉安置高雄寺。荒廢之後鳥羽上皇
尋召被安置件宝藏。

嗚呼應神聖主ハ儒凡ノ宗辰氏王氏等ノ鴻儒ヲ召
シ學ノ講シ道ノ教タマヒシ浮屠誣ニ胡佛ニ混ニ
刹ヘ我聖帝ノ乞食形ニス千載ノ下聞之歎息
ニ夕ヘスア、可忍可誅ハ彼胡族ナリ

○園城寺ノ鐘ハ昔時代不粟津有武勇ノ者ナリ建
立堂欲鑄為尋鏡下向出雲國渡海之間大風



起浪乘船之輩叫喚時小船一艘小童取梶出來
主人可乘移此船不然可入海。自迷惑乘移之間
小船入海底。到龍宮。龍王出逢。云為離敵徒類多被
亡畢。今日殆可被害。仍所迎申也。可然者一文可
射給冠者請之。并構相待之處。大蛇來臨。向サマ
カブス夫ニシノ射入口中。夫根射切喉。下大蛇退。還
サマ。又射中。予ヲ龍王喜。云此悦ハ隨願可也。冠者
云雖造一室。未鑄鐘。龍王其安事也。トテ所鉤之
鐘ノ下ニテ。与之飯。粟津。建立堂。廣江寺。時變。件寺
破壊之後。總法師一人為鐘主。鎮守府將軍清衡施。

金千兩、於寺僧千人。其時三綱某乞集寺人之分、以
寺西給廣江寺ノ法師。寺僧等取菓、釣圍城寺廣江
寺。天台末寺也。後日衆徒聞之、搦件鐘、主法師。不日
令入湖。

右要シトリテ記之小説所謂三井寺鐘、秀卿入龍
根宮所得ト古事談ノ説似テ異也凡寺院縁起マ
カ、ル下多ク定信セシヤ

○安藝守基那後憲男 嬰一兒之時正月戴餅之間少納
言入道祝言才學ハ者祖父文章ハ者如父云々
按我國歳首稻餅ヲ製之時食トス



是古ヨリノ風俗トシヘタリ

○亀甲御占ニ春日南室町西南ニ御座ス社大詔戸下ノット
羽神ト申ス件ノ社ヲ此占ノ時奉念大詔戸ノ神ハ

○續古事談抜抄此書ハの書ニシテ

○造御のの太とトといふは、ハ平入之古は、
ありて、ありて、二人とあり、ありて、一降院の、
地、ありて、ありて、ありて、ありて、ありて、
ありて、ありて、ありて、ありて、ありて、ありて、
ありて、ありて、ありて、ありて、ありて、ありて、

梅文徳天皇齋衡三年九月辛亥造酒司癩神

十のくは中より中又師ちゆえに後任にやて曰白物に魚塘
懸預張く案網とて可う可うして居てもたうりういし
き神ううそそ狐のま可いそはけりりもてんを和ん
はのまがあんといふらうり

凡會教をあるそりゆら、中世より此後記に此種の
現形といふ、此等なる佛者、被漫のて法を陣代ゆ
あひし甚し流俗のこすあり

たゆゆえ入る人、よそを教親の儒ハゆー性まらあ
とてはあかしくと云とそれらうそ向う人可なりん
はのいそひひと云これいふは也竟あ、若くあといふと



有和之書やあまのの、万の事と知り教又すあり
うそその回して、此中と知り向うもあ、ましく人のま
ハ僻まらう、ちあ事を奇まてすと学問のま、まの
えらう、それと知らぬれ、新法を被問てあかしくそ
和とせぬや、それいふれ、新法地及といふあらゆ
いふはげしやん、年もあひしり、あを此中
中、回を、備、謀、報、の者、いそ、ま、た、ま、う、た、人、そ、年
よそを、あ、り、時、を、報、あ、の、た、あ、ま、あ、き、教、と、せ、あ、て、あ、り
免、た、ま、を、地、及、海、とい、う、と、そ、文、あ、り、そ、今、の、地、及、の、ゆ、ま
らあし

右称三老

衣冠十人 中膳左右座各五人 三老次年老神之

司司一人

所司一人

中膳之内撰其人神之

一番頭

俗云組頭

祝師代官

林氏

二番頭

惣檢校代官

栗田氏

三番頭

大内人代官

長園氏

右称三代官

御前役

栗田真人

神官列座之日薦ヲ敷等其他神役多

郷役

栗田真人

祠官列座之時供陪膳等儀敷多

厨家

栗田真人

右同上

西師

大原氏
長園氏

司神饌器四調進菓子役也

御供師

長園氏三人
林氏磯部氏各三人

調進神供役也

樂人

中膳家自古有其家



右中膳之内自古定其家

長役

俗云長冬夫

祝部一ノ長老

神廐司

俗云御馬屋
別當也

祝部ノ座 千草太夫

神樂役

神子座 勒之

惣ノ市

自祝部座 出之

神樂市

自神子座 出之

焼支

二人

雁使

一人

猿樂

宮福

御代中膳上宮八十余家其出輪廻



林栗田大原磯部長岡

下宮
八劍宮 祠官

水神官 大喜氏

日版代官 番頭 大喜氏代官

主殿頭

松岡氏

味水代官 大喜右代官

鏡味氏

右称兩代官

御前役

大原真人

師役

若山氏

御供師

長岡氏

此外畧之

凡中瀨下宮五十余家

大原 松園 鏡味 若山

祝師座土師姓菊田有數家其中 峯松者
一家但同姓云 神子座鏡味氏也

高倉宮祠官 松園 大原 砥部

知我麻宮 俗云源太夫 祠官 砥部 大原 鏡味

日破宮祠官 若山 大原

氷上宮祠官 久米氏

供僧

座主 東田如法院

權座主 田定坊

寶藏坊

持福院

兼仕二人 今一人十一

右天台宗屬輪王寺宮

神宮寺

院家

醫王院

色衣

不動院

色衣

愛染院

右真言宗

尾張氏、天孫天火明尊ホアカリの皇子天香山カゴヤマ年の後胤も豊
 年の裔也、於良は侍つて尾張國造とされ、且代、磐國の
 社の祀と奉ず、孝徳天皇少子尾張守忠命、山部と
 今の高木を遷し、まゝて、山部兼光アヤミトシ、桓君、万平興
 貞、お濟て、當紀を、子季子與十八世の孫、貞隆、子と
 婦子貞光、多きにして、田代、子の、祀、二男、信光、信房、
 祀、二男、貞盛、大木司、補、一、伊勢、中、信、下、れ、其、女
 子、若、永、子、氣、子、婦、一、平、の、能、と、生、一、和、段、の、澤、と、文、
 始、て、大、木、司、と、な、れ、り、これ、より、大、木、司、能、あ、ま、り、お、濟、て
 尾張氏と、大、木、司、之、貞、光、信、光、の、子、孫、代、し、統、行、所、と、思



檢校との職あり、改稱あり、物々、後、柳、系、流、し、尾、張
 守、祿、仲、和、四、無、九、年、一、大、木、司、子、あ、り、婦、子、肥、後、子、仲
 安、と、家、名、を、し、從、所、奉、ず、の、職、を、所、二、男、利、仲、中、子
 仲、也、惣、檢、校、と、な、れ、り、是、後、光、の、嗣、系、續、く、た、之、子
光、仲、子、子、大、木、司、仲、和、今、の、惣、檢、校、
也、物、れ、ハ、今、の、三、傳、前、也、田、代、の、庶、流、物、々、仲、安、子、母、傳、也
 仲、定、の、妻、も、安、知、部、子、傳、也、山、口、杉、之、の、女、と、傳、也
 豊、后、安、政、妻、也、也、子、を、大、木、司、源、甲、年、安、政、自、其、の、後、杉、之、
 ハ、磐、國、の、田、代、子、隱、居、す、仲、安、系、以、て、傳、あり、と、杉、之、を、
 己、り、似、子、を、之、の、と、安、政、を、之、と、田、代、系、以、て、二、十、六、村、通、斗、こ
 百、中、之、安、の、地、と、職、一、僅、百、中、又、の、地、と、之、を、一、也、也、職、と、た、と、せ、り、仲、定

享和八年より寛永甲子に到りて甲辰年礼の勤仕せし
り曾子ありして家系終りんとす我 敬之命して惣務候
仲近の二男高志と信某他辰の子仲孝と云て田嶋家と
他一の信所は物一丹波等に似せし
今辰辰田嶋信所父人
寛永十七年卒
是と云えられ今田嶋家ハ高志の庶流のト云一他
娘の田嶋家より高志とお世せし今の高志ハ根
田嶋の仲近の裔なり鳥崎神代より今も到りて一
姓の系流候一他他姓よりあるも一姓の系流ハ
を以てして高志の信と云田嶋家高志永仁甲辰年終りて
の尾江氏系第一と云此の今又尾江上内親後反仲近

名稱家譜と云一系一譜と記せし今も此記あり
在り大系と記す

○ 惣田上宮東門親ハ少神通風の系あり今も此ハ田嶋
家の納む書波門の文字解ハ今も此代此編者ハ
敬書宮社の名定信等の神河孫と云候と云
今も此ハ高志の信ハ高志の親と云候と云
高志よりすハ今も此ハ高志の信と云

○ 高志と云は高志ハ高志と云候と云
高志の系流ハ高志の信と云候と云
高志の系流ハ高志の信と云候と云
高志の系流ハ高志の信と云候と云

伶人自此還城樂立常樂散手破陳樂亦極賀殿
林歌等新舞也

十七日朝音樂

平調音取太立常樂 太平樂 長慶子

神行音樂

慶雲樂

頓宮音樂

千返樂 夜半樂 賀殿

還御音樂

千秋樂 還城樂

。土佛伊勢多法記と云平佛變のとき男冠を
後ひ。掛帯の赤とついで女冠と物れは別陽の志
牙と潔の陰と火とを身と法と、改ありとて
後常按りて陽神少戸の身潔なるを深き
むく少史時物少の凡俗の事と記す而も婦人
又家必先跨し火乃樂又あるとて今も
かくる久風くつう俗愛して此等のものありは
や今日のみりては變れの時古樂の陰を
下庭燎と深く信々よあはらふ細を好む
茶時のごとく、燎火と決れとて思く、古人跨火の

中を流しておぼろめれとありつゝ名又新師又の家
よりうらゝは白紙をとり一紙定り饒むといふ事
常衣を被れそとありとて是も又常衣を以て流
すべしと云

永樂四年陽明太守永樂の年入陽始その文字
の由を記す所ある中心中書後少行流後永十年
明使一書法第一の移をの人より後少撰書を以永
樂陽代文字を書ししつて下り他永樂の古物ハ
中西の事多しとあり

朱子曰今日將官無意思只似人家驕子弟不褒衣

傳帶談道理説詩書字好字事發遣如此何益於
事語類

我亦人今日軍法者と云者多し四百年前の軍法
は從之定の制を教へ軍法の人紙と流し中後ハ
近年の物也年記此軍物紙をとりてわくこつて
半りて許す有る所と教へて一變して物流甲乙
ハ流紙後流多人とつ紙をとりて互に物考と論し
再變して或を流書と書し流して後と云一或を
流の物を流し軍法ハ近年の文用なりとの云々を
身ハ官ぬのこく権威なるなりといふ事ありと云

可るれ、去れ、忘る、伊勢並る神ありの
育る、死す、極るれ、神地より忘る、あまのま
又、名、好る、お、あ、り、し、竹、の、楊、枝、と、忘る、あ、ま、の、ま
あ、ま、の、湯、記、と、あ、り、し、竹、の、楊、枝、と、忘る、あ、ま、の、ま
と、あ、ま、の、ま、あ、り、し、竹、の、楊、枝、と、忘る、あ、ま、の、ま

藤原大中臣 卜部

○常盤大連 天兒屋系 十九世

可多能祐大連

御食子大連

藤原 大織冠鎌子

國子大連

中臣 垂目連 鳥磨 名代 小錦上 從位下

因足

伊賀磨 春日社神主祖

意美磨 神祇伯

大中臣 清磨

今磨

祭主及伊勢本宮司祖

諸魚

吉田家傳以諸魚三世 平磨為卜部祖

○按三代實錄云元慶五年十二月廿日尾張國中嶋郡
從五位下丹波介卜部宿禰平磨卒伊豆國人也
習龜卜之道為神祇官卜部云々
平磨、非清磨之系、伊豆國壹濱法師子也、今吉田卜
部壹岐嶋人卜部是雄之裔也
梅延喜式有壹岐卜部對馬卜部伊豆卜部等平磨
者伊豆卜部而任尾張國初神祇官卜部也然吉

田系圖平磨改中臣賜卜部姓任神祇伯皆偽說也又
彼家説日見屋余十世臣乃狹山余之子雷大臣始賜
卜部姓イハ實録無雷大臣者神功皇后紀所謂以中臣
烏賊津使主ツシ或書雷臣以之誤傳者歟但無賜卜部
姓於雷臣不任大臣何謾為偽系虛說以欺天下
卒

○勢田大宮正殿上角殿の事あり以て梅中より上角殿
の字あり渡用沙殿と号す。今沙戸を梅中一社
候と号す。神廟の申イハ草薙の神御宇
をそとより實る宝庫あり。吉川維定、子そとを所傳也

後高廟とて角沙殿と稱す。上角の文字あり今
申を所傳一社傳との事。尾原氏の家傳より
さしあり申す。上角を渡用沙殿と申す。申は
代に近宮記よりあり
○勢田大宮正殿の事あり梅中より上角殿と稱す。梅
中後高廟とて角沙殿と稱す。上角の文字あり今
申を所傳一社傳との事。尾原氏の家傳より
さしあり申す。上角を渡用沙殿と申す。申は
代に近宮記よりあり
○梅中より上角殿の事あり梅中より上角殿と稱す。梅
中後高廟とて角沙殿と稱す。上角の文字あり今
申を所傳一社傳との事。尾原氏の家傳より
さしあり申す。上角を渡用沙殿と申す。申は
代に近宮記よりあり

梅中より上角殿の事あり梅中より上角殿と稱す。梅
中後高廟とて角沙殿と稱す。上角の文字あり今
申を所傳一社傳との事。尾原氏の家傳より
さしあり申す。上角を渡用沙殿と申す。申は
代に近宮記よりあり

或刑部少輔高平之嗣駿河
守清範者兼永三男也此家斷絶

のゆゑ多し一歩して多し一歩進まずとい事を持す。
今世十月亥の日候是年白之儀御座候をす此候と
夜のみとすも候の製と云ふは其のすくなく候す其の
格とすも御座候の或と用事ありや又衣帯の故も是候と
是も中夜の或と云ふは其の是候とすも其の故とせしや或
書より云ふなり

○魚住又彦房ハ父和甲年在任氏日属して討死せり
長祿の比魚住氏多し一歩して是等其の氏族ありと云
の御座候屋列事自井取唐田村より居候と一魚住氏
諸列氏といふもの事なり一曰村より古くは系流と云ふ事

孫ありたり村氏より子孫多かり。

○源尊氏薨して長壽寺殿と号せし也園之傳又云也

○建武三年正月八日洛西峯堂合戦ノ時酒井六郎貞信

一作九郎 眞信 云者アリ 参列本貫の酒井トハ異ナルカ

梅スル貞信ハ將軍方ノ士久下波々伯部等ト與セシ

参列酒井ハ本宮方大館氏ノ流ナリト云

○新田ハ庄世良田ハ村也

堀田尾張守記正重卒後号正真寺殿今尾西津嶋正

泉寺ハ堀田先祖香火の道場なりと云候事類ハ

と云ふ泉と改なり抑語傳へて泉の字とあり是つ

